

東京都北区資源循環推進審議会（第5回）

平成30年11月5日
第二委員会室

1 答申「中間のまとめ」（案）について

2 その他

(1) 事務連絡について

< 配付資料 >

- ・ 第5回東京都北区資源循環推進審議会審議会次第
- ・ 資料1 第4回東京都北区資源循環推進審議会議事録（案）
- ・ 資料2 答申「中間のまとめ」（案）

平成 30 年 11 月 5 日
北区資源循環推進審議会

今後のリサイクル清掃事業のあり方について

答 申（中間のまとめ）案

平成 30 年 11 月

東京都北区資源循環推進審議会

目次

1	北区のごみとリサイクルの現状.....	1
	(1)「北区一般廃棄物処理基本計画 2015」の目標.....	1
	(2)北区のごみとリサイクル.....	2
	(3)本審議会で検討した事項.....	3
2	ごみ減量の具体策の検討.....	4
	(1)区民主体の集団回収への支援事業の拡充.....	4
	(2)雑がみの資源化の充実.....	6
	(3)金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進.....	7
	(4)廃プラスチック類の資源化.....	8
	(5)戸別収集の地域拡大と高齢者向けの訪問収集の継続・拡大.....	10
	(6)家庭ごみの有料化.....	12
	(7)「大規模事業者排出指導基準の見直し」、「小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底」.....	14
	(8)生ごみの減量と食品ロス対策の推進.....	15
	(9)その他の具体策.....	17
	①効果的な啓発活動の実施.....	17
	②清掃事業関連施設の再編・有効活用.....	18
3	今後の清掃リサイクル事業のあり方.....	19
4	東京都北区災害廃棄物処理計画の策定に向けて.....	19
<資料編>	20
	用語集.....	20
	北区のごみ資源量の推移.....	23
	東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿.....	24
	東京都北区資源循環推進審議会審議経過.....	25

1 北区のごみとリサイクルの現状

(1) 「北区一般廃棄物処理基本計画 2015」の目標

北区では、平成 27 年 3 月に「北区一般廃棄物処理基本計画 2015」を策定し、「～ごみをつくらない、ごみをださないから始まる ごみゼロのまちづくり～」の基本理念のもと、目標値を設定している。

指標 1：ごみ排出量

平成 25 年度の実績を基準とした削減目標を定め、本計画の目標年度である平成 36 年度に向けて、更なるごみ排出量の削減を目指すこととしている。

指標 2：区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

指標 1 のごみ排出量削減に向けて、区民一人ひとりの目標を明確にするため、新たに指標 2 として、区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量の目標値を設定している。

目標の指標	数 値 目 標
指標 1	
ごみ排出量	20% 削減 (平成 25 年度比) 88 千 t → 78 千 t → 70 千 t (H25 実績) (H31) (H36)
指標 2	
区民 1 人 1 日あたり のごみ排出量	148 g 減量 (平成 25 年度比) 718g/人日 → 641g/人日 → 570g/人日 (H25 実績) (H31) (H36)

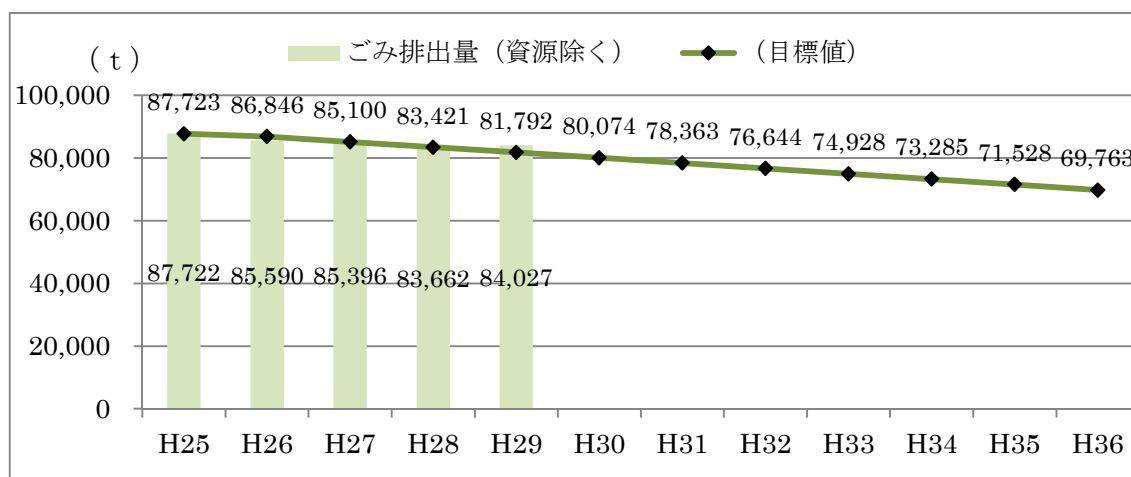
(2) 北区のごみとリサイクル

指標①における目標値については、平成 29 年度の区全体のごみ排出量が、84,027 トンとなっており、同年度目標値の 81,792 トンを上回る結果となり未達成であった。これについては、事業系のごみが増加していることと北区の人口が計画策定時の将来予測よりも大きく伸びていることが要因と考えられる。

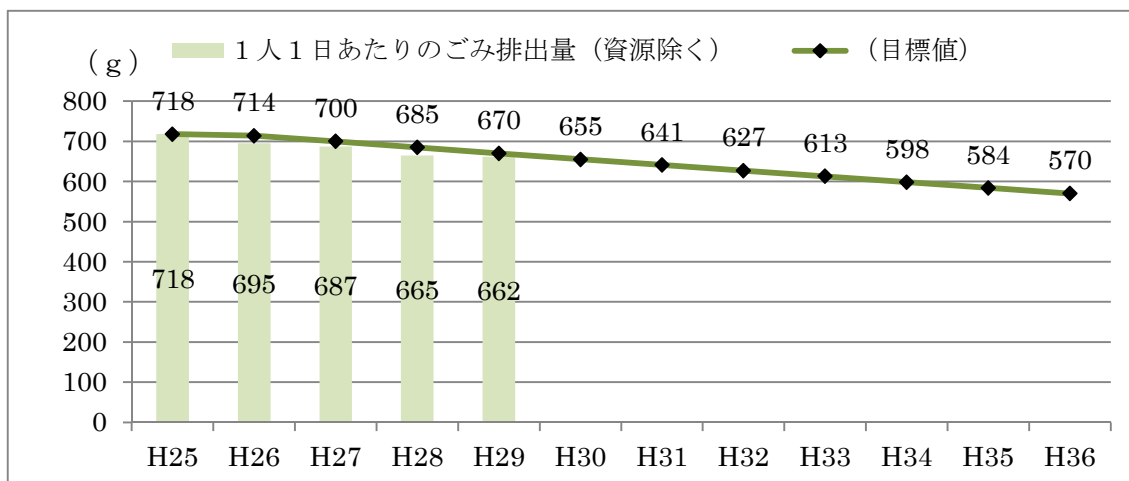
指標②における目標値については、平成 29 年度の区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量が、同年度における目標値 670 g よりも 8 g 少ない 662 g となっており、これまでの取り組みによる成果として一定の評価をすることができる。しかし、平成 36 年度（2024 年度）における目標値 570 g と比較すると 92 g 多くなっており、目標達成に向けてさらなるごみ減量への取り組みが必要である。

平成 30 年 8 月に実施した北区民意識・意向調査によると、今後、やすらぎのある快適な都市環境形成のため、区が力をいれるべきこととして、「古紙・びん・缶・ペットボトルなどのリサイクルの推進」（25.0%）が 2 割半ばと最も高かった。また、「不用品の情報交換など再使用のための取り組み」（21.8%）、「レジ袋や過剰包装の辞退などごみの発生抑制に向けた普及啓発」（19.3%）も約 2 割となっており、区民の「ごみ減量・リサイクルの推進」への関心の高さが伺える。

北区では、古紙、びん・缶、ペットボトルを集積所及びステーションで回収し、紙パック、発泡トレイ、廃食油、古布を公共施設などの拠点回収で行っており、資源化に努めている。しかし、今後も人口増加が予測される中、北区へ転入してきた新たな区民や、外国人区民に対する資源化の普及啓発が課題となっている。また、食品ロスなど新たに取組むべき課題について検討していくことが重要であると考えられる。



ごみ排出量の実績と目標値の推移



1人1日あたりのごみ排出量の実績と目標値の推移

(3) 本審議会で検討した事項

本審議会は、平成30年5月9日に北区長から「今後のリサイクル清掃事業のあり方」について諮問を受け、「北区一般廃棄物処理基本計画2015」で示された「ごみ減量に向けて取り組む重点事業」及び「食品廃棄物、食品ロスに関する事項」について検討した。

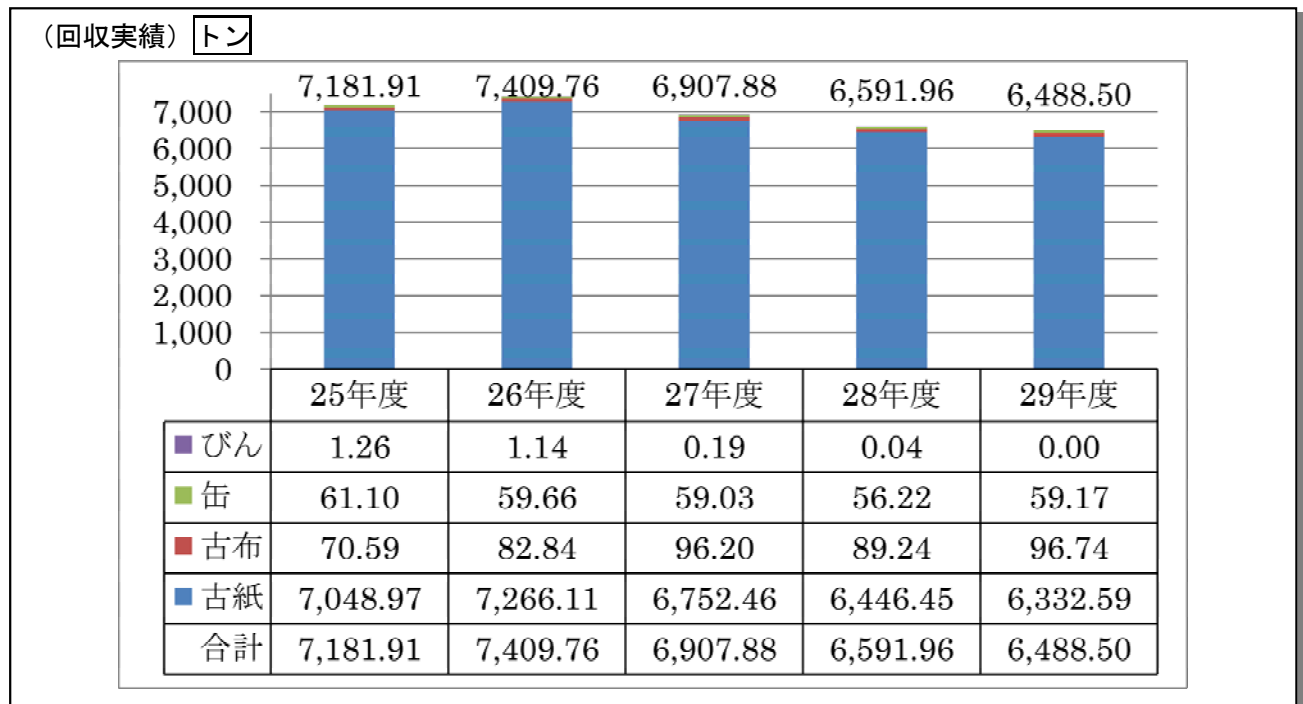
また、平成29年度にとりまとめた東京都北区災害廃棄物処理計画(素案)についても、本審議会で検討した。

2 ごみ減量の具体策の検討

(1) 区民主体の集団回収への支援事業の拡充

【現況・課題】

- ・集団回収は、区民が自主的に行っている紙、缶、びん、布類の資源回収活動であり、区は活動団体に対し、回収量に応じて1kgあたり6円の報奨金を支給している。平成28年度より、集団回収団体の活動を支援することを目的に「集団回収事業者認定制度」を開始し、6事業者を認定している。しかし、近年、ライフスタイルの変化による回収量の減少や、活動団体の高齢化による担い手不足が課題となっている。



集団回収実績の推移

【審議会での主な意見】

- ・北区に実情に合った事業者支援策を考え、区民が安心して安定的に取り組める方を講じるべきだ。
- ・学校やPTA、ボランティア団体と連携し、集団回収に取り組むボランティア活動を広く募集してほしい。
- ・マンション建設に伴い、新たに管理組合や自治会に働きかけることで集団回収に取り組んでもらいたい。
- ・地域の若い方が参加しやすいよう情報提供を行い、集団回収で地域が盛り上がるよう働きかけてほしい。
- ・集団回収は町会にとってはボランティアではなく、町会の運営費となっている。

【区民主体の集団回収への支援事業の拡充への取り組み】

集団回収は、リサイクルの推進と地域のきずなの強化につながる活動であり、団体が安定して活動を継続できる環境を整えることを要望する。

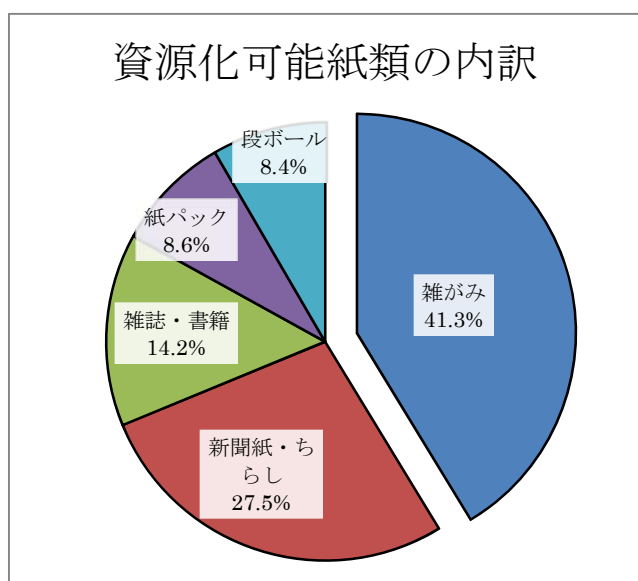
- 活動団体を運営面から支えている集団回収認定事業者制度の拡充を図る。
- 事業者が市場経済に左右されず、区民とともに集団回収活動を継続できる事業者支援の枠組みを検討する。
- 行政から積極的に情報発信を行い、活動団体の増加と担い手の発掘に努めていく。

(2) 雑がみの資源化の充実

【現況・課題】

- ・平成 29 年度実施した「家庭ごみ排出実態調査^{※1}」では、可燃ごみに含まれる紙類は 23.77%、そのうち資源化可能な割合は、約 6 割 (63.95%) となっている。
- ・資源化可能紙類のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の再生できる紙 (菓子箱、紙袋、はがき、封筒など) である「雑がみ」が 41.3% を占めている。
- ・前回の審議会答申 (平成 26 年 1 月) 以後、区民まつりや清掃懇談会などで「雑がみ袋」を配布するなど普及啓発を実施してきた。
- ・知らない人に知ってもらえるような効果的な普及啓発への取り組みを検討する必要がある。

※1 「平成 29 年度 家庭ごみ排出実態調査」は、北区公式ホームページで公開しています。



普及啓発用の雑がみ袋

(雑がみの出し方を印刷してイベントで配布)



【審議会での主な意見】

- ・雑がみはリサイクルできるという周知が必要である。
- ・雑がみ袋をどこで配布しているのか。見たことが無い (PR 不足)。
- ・学校教育の場等を活用し、保護者への周知を図るのが効果的ではないか。
- ・事業者の古紙回収の仕組み「北区事業系古紙リサイクルシステム」の普及啓発が必要である。

【雑がみの資源化への取り組み】

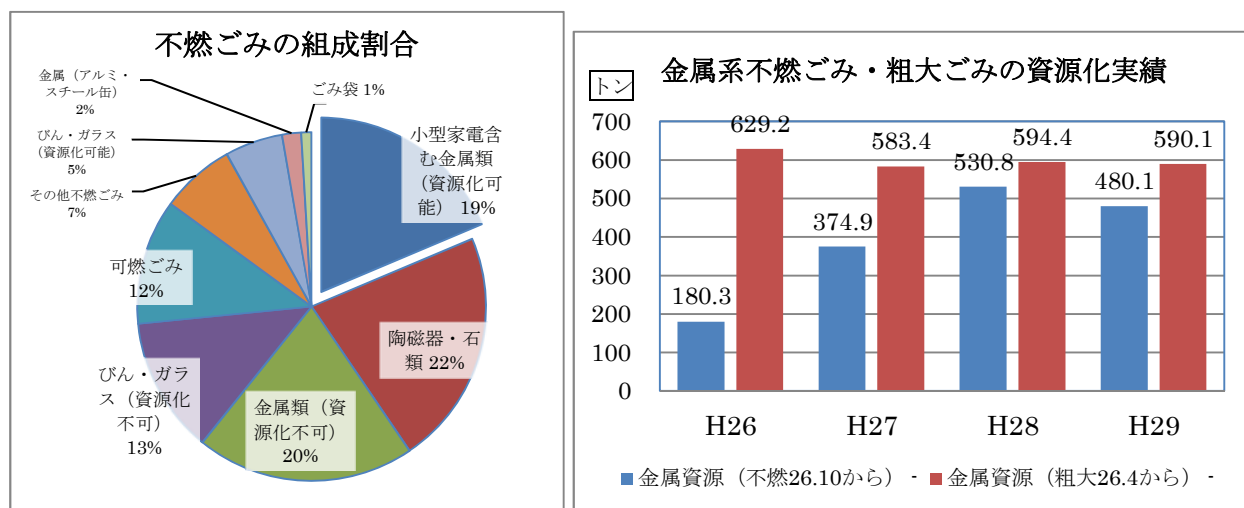
区民・事業者に対して、「雑がみ」が資源であることを知ってもらうことが最も重要であり、行政として普及啓発などの周知活動に取り組むことを求める。

- 「雑がみ」はリサイクルできる資源であるということを、区民・事業者・区職員に周知徹底する。
- イベントやホームページで周知するなど、分別意識を変える啓発活動を推進する。
- 集団回収で「雑がみ」回収を実施できるように集団回収事業者への啓発や支援を行う。
- 事業系古紙を排出する事業者へ雑がみ回収の仕組みを周知し、協力を要請する。

(3) 金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進

【現況・課題】

- 平成 25 年 4 月、携帯電話や小型ゲーム機、デジタルカメラなどの小型家電に利用されている金やレアメタルなどの金属の再資源化を目的とする小型家電リサイクル法が施行された。
- 資源の有効利用の観点等から、小型家電の回収・リサイクルの促進は重要であり、北区では、平成 26 年 4 月に粗大ごみ、平成 26 年 10 月に不燃ごみに含まれる金属類や小型家電の資源化を実施している。



【審議会での主な意見】

- 不燃ごみの資源化については、少ない経費で資源化事業を実施できるように区民に分別の周知徹底を図るべきだ。
- 区は金属類の売却額など、市場経済に応じて柔軟な対応が取れる事業者へ資源化を委託することが望ましい。

【小型家電・金属の資源化への取り組み】

以下のとおり、資源化の取り組みを進めることを要望する。

① 不燃ごみの資源化

水銀条約への対応や堀船作業所（船舶中継）の休止を機に、平成 31 年度から不燃ごみの全量を対象に民間で資源化し、9割以上の資源化を実現する。

② 粗大ごみの資源化

粗大ごみに含まれる資源化可能な金属類は分別し、金属の再資源化を行う事業者へ売却する。

- 不燃ごみは、資源化経費を節約するため、分別方法を変更せずに、区民の協力を経て、金属資源（小型家電等を含む）とその他不燃（ガラス・陶器など）を別袋で回収する。
- 使用済み小型家電はレアメタルや金を含んだ貴重な資源であるという啓発を推進する。
- 民間が実施しているリサイクルの取り組みを積極的に活用するよう周知する。
- 粗大ごみから分別した金属類は、原則、売却により資源化するが、市場経済により売却による資源化が困難な場合は、適正に処理できる事業者で処分する。

(4) 廃プラスチック類の資源化

【現況・課題】

廃プラスチック類の処理（回収量は平成 29 年度実績）の現況は以下のとおりとなっている。

① ペットボトル（1,257.0 t）

資源ステーション約 5,200 か所で回収後、選別等の中間処理を行い、売却

（参考）売却後、ペットボトルへの再生・サッカーのユニフォームなどの原材料として活用

② 発泡トレイ（2.2 t）

区施設などの 31 か所の拠点で回収後、選別・加工を行い、プラスチック原材料として売却

（参考）売却後、プランター・文具などプラスチック製品として活用

※区の発泡トレイの回収は、スーパーマーケット等の自主回収を補完するため実施

③ その他のプラスチック（10,415.2 t※¹）

可燃ごみとして回収、清掃工場で焼却し、サーマルリサイクル（熱回収）※²

※¹ 「平成 29 年度 家庭ごみ排出実態調査」による推計値（可燃ごみのうち 16.77%が 10,415.2 t）

※² サーマルリサイクル（熱回収）の詳細は、資料編「用語集」参照

今後の課題

北区での廃プラスチック類の処理は、運搬効率や経費の面で、清掃工場での熱回収による処理が最適と考え、サーマルリサイクル（熱回収）による処理を行っている。

一般的に廃プラスチックのリサイクルは、容器包装プラスチック※¹を対象としている自治体が多い。廃プラスチック類のリサイクルに製品プラスチック※²を含めると、回収量が増え、多くの経費がかかることや住民への分別の周知徹底が難しい。また、家庭から排出されるプラスチックは品質が均一でないため、材料リサイクル（マテリアルリサイクル）に向かないことや、回収後にリサイクルするための選別コストをかけリサイクルを行っても容器包装リサイクル法に基づく国の指定法人ルートによる処理は、材料リサイクルのうち半分以上が残渣（残りかす）として焼却処理されている。

以上の点から、廃プラスチックのリサイクル事業の実施に当たっては、運搬や選別に係る環境負荷や経費など、総合的に検討を行い、資源化の方法を選択していく必要がある。

※¹ 容器包装プラスチック ⇒ おかしの袋や洗剤のボトルなど容器に使われているプラスチック

※² 製品プラスチック ⇒ 文具や玩具類など製品自体に使われているプラスチック

容器包装プラスチックのリサイクル（参考）

（公益財団法人容器包装リサイクル協会：平成28年度実績）

リサイクルの方法		重量（トン）	割合（％）
材料リサイクル（マテリアルリサイクル）		167,137	27%
ケミカル リサイクル	高炉還元剤化	27,518	4%
	コークス化学原料化	190,364	31%
	ガス化	52,517	9%
残 渣	材料リサイクル残渣	170,400	28%
	ケミカルリサイクル残渣	8,568	1%
合 計		616,504	100%

※数値は、容リ協会ホームページの複数ページから抜粋、四捨五入や車の運搬等で誤差が発生するため、合計値と搬入量は合致しない（電話確認済）。

【審議会での主な意見】

- ・現状の処理方法を確認したところ、現時点で北区においてはサーマルリサイクルによる処理が妥当と思われる。今後、環境負荷や処理経費について注視しつつ、総合的に判断をすべきと考える。
- ・プラスチックのリサイクルは一般の区民に分かりにくいことから、区の廃棄物処理計画やホームページ等で処理方法等を分かりやすく記載し、区民への説明責任を果たして欲しい。

【廃プラスチック類の資源化への取り組み】

現状では原則サーマルリサイクルで処理行うことが妥当であると考えます。

今後、廃プラスチックの処理は、様々な品目について、定期的（廃棄物処理計画の見直し時など）に環境面・経済面など、様々な観点で検討し、北区に合った廃プラスチック類のリサイクル方法を選択することを要望する。

（リサイクル手法を総合的に判断する上での着眼点）

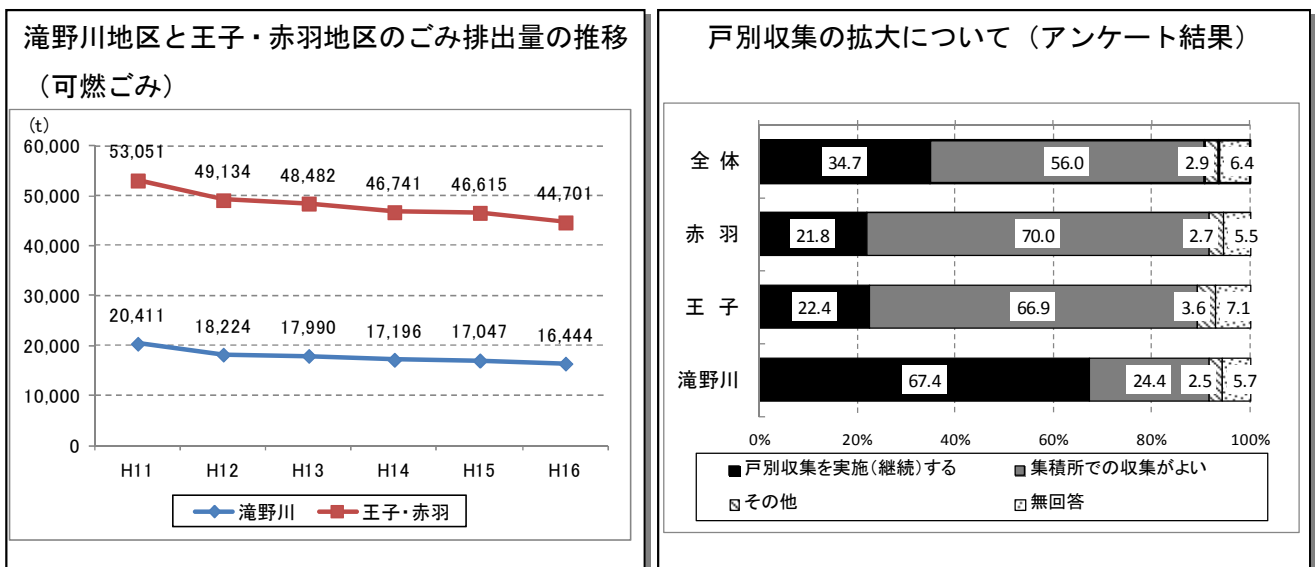
- 区民にとって分かりやすく負担とならない分別方法を基本とする。
- 廃プラスチック類は、軽量で容積が大きいことから運搬車両増による環境負荷や経費増が発生する。処理方法の検討に当たっては、運搬時の環境負荷や運搬・選別コストを含めて総合的に検討する必要がある。
- 廃プラスチック類のリサイクルは、「容器包装プラスチック」や「製品プラスチック」など、一般の区民にとって分かりにくい。区民がわかりやすいようにホームページ等で周知し、理解を深められるよう継続的な周知や広報が必要である。

(5) 戸別収集の地域拡大と高齢者向けの訪問収集の継続・拡大

【現況・課題】

- ・滝野川地区では平成 12 年から戸別収集のモデル実施を一部地域で開始し、平成 14 年には滝野川地区全域でモデル実施を行っている。
- ・前回、審議会で実施したアンケート調査結果では、集積所で収集している赤羽・王子地区では、現状の集積所での収集の継続を、戸別収集のモデル地区である滝野川地区では戸別収集の継続を望む意見が多い。
- ・高齢者などごみ出し困難な区民を対象に訪問収集を実施しており、事業継続の要望が強い。また、びん・缶などの資源も訪問収集の対象に追加して欲しいなどの事業の拡大要望がある。

戸別収集（H27 年アンケート結果）



※審議会では前回(平成 27 年)実施したアンケートについて言及があったため、参考に再掲載しています。

訪問収集実績

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	新規件数	年度末件数	新規件数	年度末件数	新規件数	年度末件数
訪問収集	211	683	182	682	206	706
ふれあい訪問収集	9	33	5	29	22	32

※年度末件数は、施設入所等で利用休止された方を減数している。

【審議会での主な意見】

- ・戸建て住宅の住人からは戸別収集を望む声が多い。
- ・集合住宅の玄関前まで戸別に収集している自治体は無い。集合住宅は戸別収集の対象とならない。
- ・北区の特徴（車が通行できない狭小路地、集合住宅が多い）を踏まえた収集の取り組みが必要である。
- ・戸別収集の地区と集合住宅との境界で不法投棄の対策が必要である。
- ・戸別収集は、区の収集に出す小規模事業者の有料ごみが明確となるため、ごみ処

理券の貼り忘れや未貼付などの指導がしやすく、公平な料金徴収が期待できる。

- ・戸別収集の地域を拡大した場合、資源回収をどのようにするのか検討が必要である。
- ・適正排出にはごみのチェック、指導が重要であるがプライバシーの問題もある。
- ・各地区のアンケート結果は軽視できない。戸別収集を望んでいない地区で戸別収集を実施するには、明確な説明が必要である。
- ・集積所はコミュニティ形成の場でもある。集積所で良いという地区で戸別収集を行うことは反対である。
- ・前回のアンケート結果には、集積所の場所を提供している人や、集積所の近くに住む人の意見が反映していないのではないか。
- ・訪問収集は良い事業で感謝している。ごみ出し困難者のために引き続き訪問収集の実施と資源を含めた収集の拡大をお願いしたい。

【戸別収集の地域拡大と高齢者向けの訪問収集の継続・拡大への取り組み】

戸別収集は、高齢化が進行している中で、排出がしやすく、一人ひとりが責任を持ってルールどおりにごみを出すことができる高齢化社会にふさわしい収集方法である。

一方で「経費負担が増加する。」ことや「集合住宅が対象とならない。」という点や、「集積所はコミュニティ形成の大切な場所であり、集積所収集の継続を求める。」という意見もあった。

引き続き戸別収集への十分な普及啓発を行い、区民の合意を得ることができるよう、行政には、区民ニーズの把握、他自治体の動向を踏まえ、実施に向けた検討を継続するよう求める。

訪問収集は、事業の継続を原則とし、びん・缶などの資源も対象として追加するよう検討を求める。

- 戸別収集におけるメリットとデメリットの把握、定期的に費用対効果の検証を行う必要がある。
- 戸別収集の対象は戸建て住宅とし、集合住宅は、建物ごとの収集が妥当である。
- 狭小路地が多い地域や集合住宅が半数を占める地域など、地域の特徴を踏まえた収集方法を検討する必要がある。
- 可燃ごみと不燃ごみについては戸別収集が妥当であるが、資源回収については、町会自治会と協働で資源ステーションによる回収を行っており、びん・缶の売却金を町会自治会連合会に還元していることから検討が必要となる。
- 戸別収集に関わらず、ごみ出しが難しい高齢者などを対象とした訪問収集事業は、住民要望も強い。引き続き事業継続を行い、資源を収集対象に追加するなど、事業の拡大検討を求める。
- 訪問収集の品目拡大(びん・缶など)については、町会自治会と協働で実施している資源回収と十分に調整して実施すること(びん・缶回収の資源売却金が町会自治会連合会単位で還元されているため)。

(6) 家庭ごみの有料化

【現況・課題】

- ・「北区一般廃棄物処理基本計画 2015」では家庭ごみの有料化について、「清掃事業の効率化とサービスの向上を図ることを前提とし、①料金体系や料金水準、手数料徴収方法、手数料の使途と運用などの有料化の仕組みから、②住民や事業者との連携などに関する有料化の導入までの経緯や運用方法、③有料化導入後の評価と見直しなど、有料化導入自治体の事例調査などを実施した上で検討する。」としている。
- ・家庭ごみ有料化は全国で 63.6%の市町村が導入している。東京都多摩地域の市においては、92.3% (26 市中 24 市) で導入実績があり、北区の 1 人 1 日 1 あたりごみ量 768.5 グラム/人日に対して、多摩地域で有料化を行っている実施自治体のごみ量は平均 690.02 グラムで 89.8%と北区よりも 1 割以上の減量化が図られており大きな減量効果をあげている。このように有料化は、ごみ減量に対する有効な施策である。

平成 28 年度数値

北 区 768.5 グラム/人日

多摩地域有料化実施自治体 (22 市) 平均 690.2 グラム/人日

※ (収集量+持込量) ÷人口 ÷ 365 日で算定した。なお、集団回収量は含まない。

北区を 100 とした場合の多摩地域の 1 人 1 日あたりのごみ量

$690.2 \div 768.5 = 89.8\%$

※多摩地域の 1 人 1 日あたりごみ量は、北区より 1 割以上少ない。

【審議会での主な意見】

- ・有料化実施自治体では明確なごみ減量効果が現れている。
- ・有料化の収入は区民に還元する仕組みとする (戸別収集の経費として活用、集団回収の報奨金の増額、集合住宅の保管場所改修の一部助成など)。
- ・有料化はごみ処理経費の一部を見えるようにすることで、ごみ処理の意識改革、減量につながる。
- ・有料化の導入は基本的に疑問がある。基本的には反対する。

【家庭ごみの有料化への取り組み】

家庭ごみの有料化は、ごみ減量に対する有効な施策であることは明確である。

有料化により発生した財源は、戸別収集に係る費用や集団回収の報奨金増額など、区の清掃事業のサービス向上に使い、原則として、区民に還元できる仕組みを検討する。

将来的な導入を視野に入れ検討を進めるとともに、周辺自治体（特別区）の動向を注視しつつ、区民にきめ細やかな説明を行い、理解を得る必要がある。

行政には有料化の実現に向けて積極的な普及啓発を求める。

- 全国的に家庭ごみの有料化の導入が進展している。
- 23区で導入している自治体はないが、他の区で有料化を導入し、ごみ減量が進むと、ごみの量で清掃工場（東京二十三区清掃一部事務組合）の経費（分担金）を負担していることから、北区がより多くの経費負担を行うこととなる。他の区に遅れることなく積極的に導入の検討を要望する。
- 有料化による歳入は、清掃事業のサービス向上を目的に、戸別収集の実現、集団回収の報奨金の増額、集合住宅の保管場所整備費の一部助成など、区民へ還元する仕組みとすることを求める。
- ごみ処理経費の一部が見えるようにすることで、ごみの排出に経費がかかることを明らかにし、排出量に応じた公平な負担を求めることで、ごみ減量への意識付けを行う。
- 新たなごみ減量施策に対する区民の理解を深めるため、ごみの排出実態を明らかにする調査を充実し、周知するとともに、戸別収集の仕組みの説明など、区民へ情報提供を充実させ、理解を深められるよう情報発信を行う。

（7）「大規模事業者排出指導基準の見直し」、「小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底」

【現況・課題】

・事業用途床面積 3,000 m²以上の大規模事業者については、条例により区への届出が義務付けられ、届出に基づき立入検査、指導・助言を行っているが、3,000 m²未満の事業者については、区への届出が義務付けられていないことから、対象建築物の把握が課題となっている。

また、ごみ量が少なく廃棄物処理業者との契約が困難な小規模事業者については、「事業系有料ごみ処理券」を貼付し、区のごみ収集に排出しているが、区として事業所の実態を原則把握していないため、事業者の規模や業種に合わせた指導が課題となっている。

【審議会での主な意見】

- ・立ち入り検査が可能な指導員として、専門性を高めることができるような職員配置が必要ではないか。
- ・大規模事業者としては、自ら処理することを徹底しているので、排出指導は不要ではないかと思う。
- ・様々な大規模事業者がいるので、一概に不要とは言えない。ごみ排出マナーの指導が必要である。
- ・厨芥ごみをリサイクルルートに乗せる指導も必要ではないか。
- ・きちんと排出をしている大規模事業者は表彰等でさらに取り組みを充実させる制度を導入してほしい。

【「大規模事業者排出指導基準の見直し」、「小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底」への取り組み】

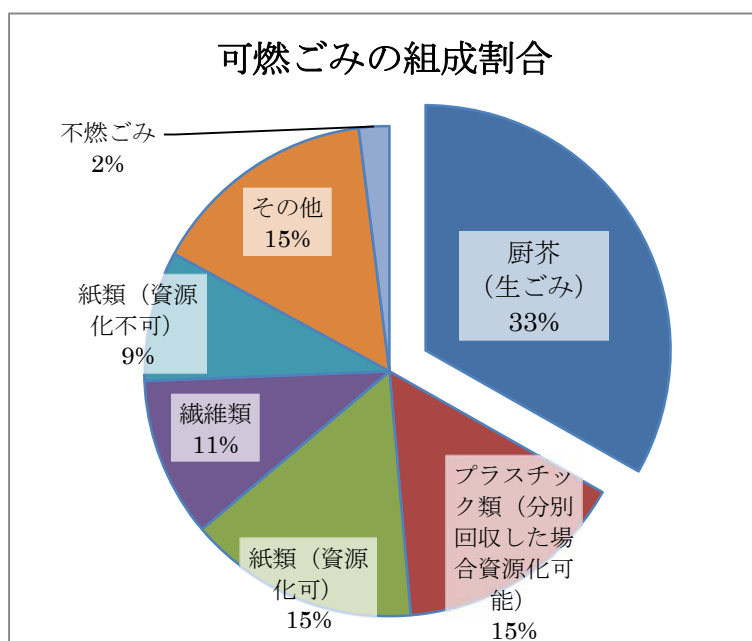
専門性を有する人員を計画的に配置し、効果的な排出指導を行うとともに、事業者の実態を正確に把握し、その規模や業種に合わせたごみ減量の普及啓発に努めることを要望する。

- 廃棄物行政に関する知識と経験を蓄積し、より効果的な指導業務を継続的に行える体制を確保する。
- 優良な取り組みを行っている事業者に対して表彰を行うなど、さらに取り組みを充実させるような制度の導入を検討する。
- 区による収集の対象となる小規模事業者については、他区が導入している登録制にするなど、区として事業者の規模や業種を正確に把握できるように制度の見直しを検討する。

(8) 生ごみの減量と食品ロス対策の推進

【現況・課題】

- ・「北区一般廃棄物処理基本計画 2015」では生ごみについて、水切りや啓発を促進し、発生抑制に積極的に取り組むとしている。
- ・普及啓発として食材を無駄にしないリデュースクッキングをPRしているが、認知度が低い。
- ・厨芥類として廃棄されるごみは可燃ごみの約3割となっているが、明確に食品ロスとして排出量を把握できていない。
- ・事業者は食品リサイクルの取り組みなど、独自に取り組みを実施しているが、少量販売などに取り組む事業者を行政が支援する仕組みを実施していない。



【審議会での主な意見】

- ・区が取り組んでいるリデュースクッキングが区のホームページのどこにあるのかわからない。
- ・賞味期限と消費期限が示す意味の普及啓発が必要である。
- ・冷蔵庫の管理をきちんとすると食品ロスが減少する。食品ロスを発生させないライフスタイルが重要である。
- ・飲食店などでは、健康に気遣う人でも残さず食べられるよう、メニューの8割盛りというようなものが選択できるよう事業者働きかけてほしい。
- ・生ごみを分解する生ごみ処理容器 (キエーロ) などの普及を検討して欲しい。
- ・たい肥化は増えた肥料を活用しきれないという問題もあった。生ごみを分解するキエーロは、残飯などをたい肥化するのではなく水と二酸化炭素に分解する。集合住宅のベランダでも取り組みができ、区の住宅事情にもあっているのではないか。
- ・キエーロは家庭では活用できるが事業者には向かない。コンポストなど大量に処理できるものも必要であり、事業者への取り組みも徹底していく必要がある。

- ・事業者が行っている生ごみ削減の取り組みを行政が後押しして欲しい。協力店や表彰は事業者代表としてもうれしい。
- ・飲食店などで小盛りが選択できるようになるなど、新しい取り組みをしている。生ごみの削減は経費の節減にも直接結びつくので、行政では取り組みを支援すると同時に協力店や認定制度の検討をしてほしい。

【生ごみ減量への取り組み】

区民一人ひとりや事業者が、日常的に生ごみの減量や食品ロスに取り組めるような支援や普及啓発を求める。

事業者の取り組みに対して協力店や認定制度、表彰などの支援を要望する。

- 食品ロス削減協力店などの登録制度を導入し、区のホームページに公表するなど、PRを行う。
- 賞味期限、消費期限が示す意味の普及啓発、冷蔵庫の管理など、無駄な消費をなくすための普及啓発を実施する。
- 生ごみ処理容器（キエーロ）の区民モニター募集など、新しい着眼点での普及啓発を実施する。

(9) その他の具体策

①効果的な啓発活動の実施

【現況・課題】

- ・「環境教育（親子施設見学会 エコエコツアー、子ども環境学習）」「エコ広場館でのイベント開催」「外国語版ごみの出し方のチラシ配布」「ホームページへの情報公開」など、様々な啓発活動に取り組んでいるが、ごみ減量に関心が高くない区民に対する情報発信が課題となっている。

【審議会での主な意見】

- ・ICT（情報通信技術）機器等を活用し、外国人や若い世代への啓発活動をしてほしい。
- ・有名なアニメキャラクターなども普及啓発のきっかけとしては重要である。京都市の普及啓発漫画なども参考に事業に取り組んで欲しい。
- ・調べてみようというきっかけや取っ掛かりを作れるような啓発事業を展開してほしい。

【効果的な啓発活動への取り組み】

ごみの減量化・資源化には、区民に気づいてもらえる普及啓発が重要である。環境教育など既存の普及啓発を継続しつつ、新しい視点で情報発信に取り組む必要がある。若い世代や外国人に対して、スマートフォンのアプリを活用するなどICTを活用した取り組みを行うよう要望する。

- 若い世代や外国人にも知ってもらえるスマートフォンアプリを実現する。
- キャラクターや漫画を活用した新しい普及啓発事業を実施する。
- 既存の環境学習などの継続と事業の拡充を行う。

②清掃事業関連施設の再編・有効活用

【現況・課題】

- ・清掃事業は民間事業者への委託などの外部化を進めており、関連施設を北区公共施設再配置方針に従って、(廃止や統合など) 整理する必要がある。
- ・清掃事業は継続して行う必要があることから施設の更新や統合にあたっては、事業継続を念頭に整備することが必要となっている。
- ・委託事業の増加に伴い、委託先従業員の休憩場所など、労働環境に配慮した施設整備を進める必要がある。

【審議会での主な意見】

- ・清掃事業の民間委託などの外部化推進は時代の流れである。作業員の労働環境に十分配慮しながら、再編や有効活用について考えてほしい。

【清掃事業関連施設の再編・有効活用への取り組み】

清掃事業が継続して実施できるように計画的に施設の更新、再編を行うこと。
なお、計画にあたっては、委託先の従業員の労働環境も十分配慮することを求める。

- 清掃事業に従事する作業員は、直営、民間を問わず休憩場所や作業前の待機場所などで苦慮している。休憩場所などを十分に配慮して施設整備を検討する必要がある。

3 今後の清掃リサイクル事業のあり方

循環型社会を実現するためには、ごみの減量が最も重要である。ごみの減量は一人ひとりが、「発生抑制・排出抑制」を意識し、ライフスタイルを見直すことから始めなくてはならない。

そのために行政は、新しく区民となった人や外国人区民にも、ごみ出しアプリといった分かりやすく便利な方法で適切な分別方法等の周知を図るとともに、高齢化社会を見据え、どんな人にも分かりやすく、受け入れやすい普及啓発に取り組むべきである。また、近年注目を集めている食品ロス対策については、すでに自主的に取り組んでいる飲食店や小売店などの事業者への支援を行うとともに、区民への周知・啓発活動を実施し、ごみ減量への意識改革を促す必要がある。

一方で、びん・缶のリサイクル事業など、他の自治体に先駆けて区民と協働で実施している取り組みもあるが、このような既存の事業も現状把握や評価を行い、一定の年数で見直すなど、区民・事業者・区（行政）が協働し、時代の変化に対応する必要がある。

以上の点を踏まえ、ごみを減量することを基本に事業の実施を求める。

(1) 内容の充実や新たにに取り組む必要がある事業

- ・区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- ・雑がみの資源化の充実
- ・金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進
- ・高齢者向けの訪問収集の継続・拡大
- ・大規模事業者排出指導基準の見直し、小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底
- ・生ごみの減量と食品ロス対策の推進
- ・効果的な啓発活動の実施
- ・清掃事業関連施設の再編・活用

(2) 継続して検討する必要がある事業

- ・家庭ごみ有料化
- ・戸別収集の地域拡大
- ・廃プラスチック類の資源化

4 東京都北区災害廃棄物処理計画の策定に向けて

早期の復旧、復興のためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要である。地域を熟知し、現場をまとめる区の清掃職員や必要な機材を確保し、災害時には区民、事業者、行政をはじめとした全ての関係者が協力して迅速な災害廃棄物処理に取り組むよう求める。

また、災害廃棄物の再資源化推進にあたっては、「被災者の雇用創出や地域経済の復興という側面についても検討して欲しい。」という委員からの意見を考慮し、計画に基づき具体的なルール策定や区民周知などを進めるよう求める。

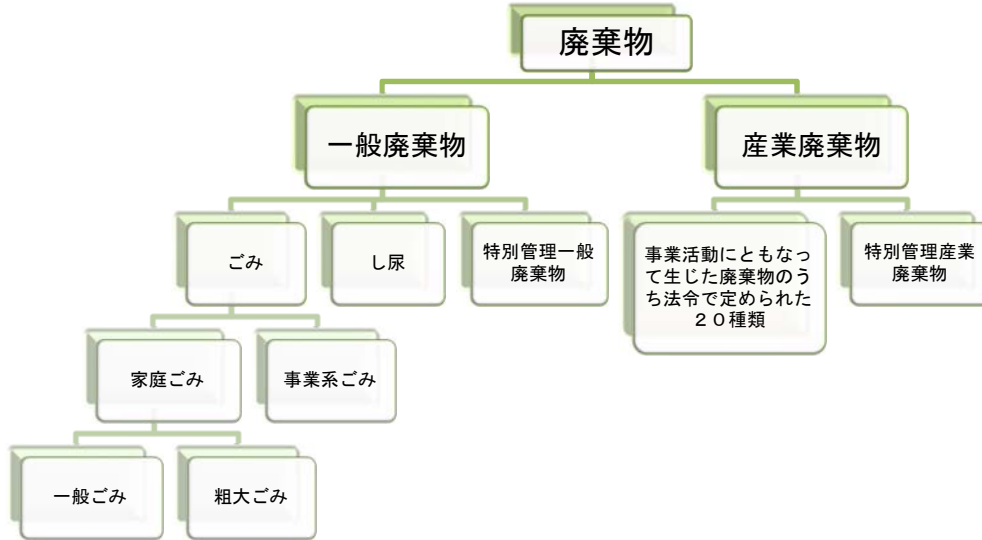
<資料編>

用語集

あ行

一般廃棄物と産業廃棄物

一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことであり、ごみとし尿に分類される。



エコショップ認定制度

環境にやさしい商品の販売、包装の簡素化やレジ袋の削減、トレイや缶の自主回収など、ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組んでいる小売店を認定する制度。

か行

拡大生産者責任（EPR）

Extended Producer Responsibility。生産者が生産した商品が使用され、廃棄された後まで、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。

拠点回収

特定の種類のごみを資源として区内の公共施設などで無料で回収すること。

北区ではエコ広場館や区民センター、一部のスーパーマーケット等にサンクルポストを設置し、資源を回収している。

ケミカルリサイクル

熱や圧力により、元の石油や化学原料に戻してから利用する方法。

小型家電

消費者が通常家庭で使用する電気機械器具であって、効率的な収集運搬が可能であり、経済性の面における制約が著しくないものを、制度対象品目として政令で定めることとしている。

具体的な対象品目は、携帯電話端末、電話機、ラジオ、デジタルカメラ、映像用機器（DVDプレーヤー等）、音響機器（デジタルオーディオプレーヤー等）、理容用機器（ヘアドライヤー、電気かみそり等）、ゲーム機など。

小型家電リサイクル法

平成25年4月から施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図ることで、循環型社会の形成を推進することとしている。

小型家電リサイクル法では各関係者の役割が規定されており、「消費者（事業者）が分別排出し」、「市町村が消費者から分別回収して再資源化事業者へ引渡し」、「再資源化事業者が引取った使用済小型家電を再資源化を適正に実施する」こととなっている。携帯電話やデジタルカメラなどが対象品目として定められている。

戸別収集

ごみを集積所等へ出すのではなく、各家庭の玄関先や集合住宅の前等、建物ごとに出し、清掃職員が一軒ずつ収集していく方法。戸別収集ではそれぞれの玄関先等に出すこととなるので、ごみの出し方に対する意識の向上、それに伴うごみの減量や資源回収率の向上に効果があると考えられている。

さ行

サーマルリサイクル（熱回収）

廃棄物から熱を回収すること。ごみの焼却処理から得られる熱が、ごみ発電や施設内の暖房・給湯・温水プール・外部への蒸気利用等に利用される。北清掃工場では発電及び隣接施設への蒸気提供を行っている。

なお、平成 20 年「循環型社会の構築に向けた北区の施策のあり方」の答申では、資源化が難しい廃プラスチックの再利用としてサーマルリサイクルをエネルギーリカバリー（廃棄物の熱源利用）として表現した。

雑がみ

新聞・雑誌・段ボール以外の資源化可能な紙類のこと。具体的には、お菓子の紙の箱・ティッシュの箱・コピー用紙・包装紙・ポスター・カレンダー・紙袋・封筒など。

集団回収

町会・自治会・マンションの管理組合・PTAなど任意の団体が、家庭から出る古紙などを集め、自ら契約した資源回収業者に引き渡す、自主的な資源回収活動。

北区では活動団体に対し、回収量に応じて 1 kgあたり 6 円の報奨金を支給している。

製品プラスチック（「廃プラスチック類」の欄を参照）

た行

東京二十三区清掃一部事務組合

平成 12 年 4 月に特別区（東京 23 区）で組織され、特別区内の中間処理を実施している。管理者は特別区の区長より互選される。事務内容は、①焼却施設の整備及び管理運営、②他ごみ処理施設の整備及び管理運営、③し尿処理の施設の整備及び管理運営。なお、東京二十三区清掃一部事務組合の運営費用は、手数料や売電収入等の歳入の他、特別区である 23 区が「分担金」として、ごみ量の割合で負担している。

は行

廃プラスチック類

ごみとして捨てられるプラスチックの総称のこと。

（関連）

容器包装プラスチック 商品を入れたり包んでいるプラスチック製の容器や包装物で、その商品を使った後取り出したあと、不要になるもの。プラマークが目印。お菓子の袋や洗剤のボトルなどが該当する。

製品プラスチック 製品自体にプラスチックが使われている文具や玩具類などが該当する。

「発生抑制、排出抑制」

ごみになりにくい商品の使用や購入、レジ袋や過剰包装の辞退、必要としている人に譲るなどにより、ごみとして発生・排出する量を減量させること。

ま行

マテリアルリサイクル（プラスチックの場合）

廃プラスチックをプラスチック製品へと変換するリサイクル方法。廃プラスチックからペレット状の同質の原料や製品などに加工される。

や行

容器包装プラスチック（「廃プラスチック類」の欄を参照）

ら行

リサイクル率と資源回収率

リサイクル率とは、一般に資源を含めた総ごみ排出量に占める総資源化量の比率である。総ごみ排出量には、清掃工場への直接持ち込みごみを含んでいる。

資源回収率は、清掃工場への持ち込みごみを含めないで上記の計算をしたものである。

持ち込みごみは、事業系ごみで自己処理責任が原則であり景気変動等の影響を受けやすい。このことから家庭ごみのリサイクル率を見る場合、分母から除外して「資源回収率」を「リサイクル率」としている自治体もある。

リサイクル率＝総資源化量÷総ごみ排出量（清掃工場持込ごみごみを含む）
資源回収率＝総資源化量÷ごみ排出量（清掃工場持込ごみを含まない）

レアメタル

地球上の存在量が稀であるが、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、安定供給の確保が政策的に重要で、産業に利用されるケースが多い希少な非鉄金属を指し、構造材料へ添加して特性を向上させたり、また電子材料・磁性材料などの機能性材料などに使用されている。

具体的にはインジウム・ガリウム・クロム・ゲルマニウム・コバルト・ジルコニウム・ストロンチウム・セシウム・セリウム・タングステン・タンタル・チタン・ニオブ・ニッケル・バナジウム・パラジウム・プラチナ（白金）・マンガン・ロジウムなど。

北区のごみ資源量の推移

単位 (トン)

年度		H25	H26	H27	H28	H29		
区収集	可燃ごみ	64,345.55	63,475.47	63,282.09	61,995.38	62,106.42		
	不燃ごみ	2,717.72	2,347.32	2,040.15	1,576.64	1,617.13		
	粗大ごみ	2,408.10	1,709.87	1,674.75	1,693.81	1,760.83		
	資源	分別回収	スチール缶	546.40	509.85	509.59	512.31	510.36
			アルミ缶	353.00	343.53	364.55	366.57	364.97
			びん	2,733.52	2,711.85	2,765.45	2,716.93	2,686.14
			古紙	7,714.20	7,372.82	7,365.98	7,016.23	6,739.42
			ペットボトル(ステーション)	1,128.60	1,130.68	1,165.44	1,216.48	1,257.01
			分別回収 計	12,475.71	12,068.73	12,171.00	11,828.51	11,557.91
	拠点回収	拠点回収	ペットボトル(店頭回収)	150.15	120.22	0.00	0.00	0.00
			紙パック	24.89	24.14	23.45	21.63	17.08
			発泡トレイ	2.01	2.30	2.13	2.11	2.20
			乾電池	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			廃食油	1.65	2.88	2.93	2.62	2.53
	拠点回収 計	178.70	149.54	28.51	26.36	21.81		
金属資源	金属資源	金属資源(不燃26.10から)	-	180.29	374.92	530.82	480.09	
		金属資源(粗大26.4から)	-	629.20	583.38	594.38	590.07	
		金属資源 計	0.00	809.49	958.30	1,125.20	1,070.16	
資源 計 (a)	12,654.41	13,027.76	13,157.81	12,980.07	12,649.88			
区収集ごみ 計 (b)	82,125.78	80,560.42	80,154.80	78,245.90	78,134.26			
持込ごみ(許可業者収集等) (c)	18,251.00	18,057.00	18,399.00	18,396.00	18,543.00			
集団回収	集団回収	紙類	7,048.97	7,266.11	6,752.46	6,446.45	6,332.59	
		布類	70.59	82.84	96.20	89.24	96.74	
		金属類	61.10	59.66	59.03	56.22	59.17	
		びん類	1.26	1.14	0.19	0.04	0.00	
		計 (d)	7,181.91	7,409.76	6,907.88	6,591.96	6,488.50	
ごみ排出量 (e=b+c)	100,376.78	98,617.42	98,553.80	96,641.90	96,677.26			
ごみ排出量(資源除く) (f=e-a)	87,722.37	85,589.66	85,395.99	83,661.83	84,027.38			
総ごみ排出量 (g=d+f)	107,558.69	106,027.18	105,461.68	103,233.86	103,165.76			
ごみ総排出量(持込ごみ除く) (h=b+d)	89,307.69	87,970.18	87,062.68	84,837.86	84,622.76			
総資源化量 (i=a+d)	19,836.32	20,437.52	20,065.69	19,572.03	19,138.38			

《持込ごみ含む》

リサイクル率=総資源化量(i)÷総ごみ排出量(g)					
リサイクル率(%) (i/g)	18.4%	19.3%	19.0%	19.0%	18.6%

《持込ごみ含まない》

資源回収率=総資源化量(i)÷ごみ排出量(h)					
資源回収率(%) (i/h)	22.2%	23.2%	23.0%	23.1%	22.6%

資源(びん・缶・ペットボトル売却額実績)推移

単位(円)

年度		H25	H26	H27	H28	H29
資源売却額実績	スチール缶	3,146,916	4,420,286	2,809,799	2,561,565	2,551,810
	アルミ缶	18,365,680	22,363,380	23,814,230	21,993,960	21,898,440
	びん	1,229,250	1,122,629	1,025,368	1,019,659	939,156
	ペットボトル	45,803,452	60,652,861	46,553,450	40,867,997	54,726,838

東京都北区資源循環推進審議会 委員名簿

区分	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	やまや しゅうさく 山谷 修作	東洋大学経済学部教授
	かとうの たけし 上遠野 武司	大東文化大学経済学部教授
	まつなみ じゅんや 松波 淳也	法政大学経済学部教授
区 議 会 議 員	なとり ひであき 名取 ひであき	北区議会議員（第1回）
	こいけ たくみ 小池 たくみ	北区議会議員（第2回～）
	おだぎり かずのぶ 小田切 かずのぶ	北区議会議員
	ながい ともこ 永井 朋子	北区議会議員
	いしかわ さえだ 石川 小枝	北区議会議員
区 民	ゆいね ひろなお 唯根 大尚	公募区民
	わたなべ けんいち 渡部 憲一	公募区民
	いしやま しげあき 石山 成明	北区町会自治会連合会
	はせがわ かずこ 長谷川 和子	特定非営利活動法人 北区リサイクラー活動機構
	すずき まさお 鈴木 将雄	北区地域リサイクラー協議会
	おがわ たかし 小川 孝	北区清掃協力会
	こざさ えつこ 小笹 悦子	北区消費者団体連絡会
事 業 者	おぼな ひでお 尾花 秀雄	北区商店街連合会
	わにぶち ゆうじろう 鱈渕 雄二郎	リサイクラー事業協同組合
	たむら すみお 田村 純郎	東京商工会議所 北支部
	さいとう まさみ 齊藤 正美	(社)北区産業連合会
区職員	なかじま みのる 中嶋 稔	北区政策経営部長

東京都北区資源循環推進審議会審議経過

	開催日	主な内容
第1回	平成30年5月9日	委嘱について 諮問について 審議会運営について
第2回	平成30年7月9日	北区災害廃棄物処理計画（素案）について 諮問事項「今後の清掃リサイクル事業のあり方について」 ① 区民主体の集団回収への支援事業の拡大 ② 雑がみの資源化 ③ 金属系不燃ごみ・粗大ごみの資源化 ④ 廃プラスチック類の資源化
第3回	平成30年8月22日	諮問事項「今後の清掃リサイクル事業のあり方について」 ⑤ 戸別収集の地域拡大と高齢者向けの訪問収集の継続・拡大 ⑥ 家庭ごみの有料化 ⑦ 大規模事業者排出指導基準の見直し・小規模事業者の実態把握と排出指導の徹底
第4回	平成30年9月28日	諮問事項「今後の清掃リサイクル事業のあり方について」 ⑧ 生ごみの減量と食品ロス対策 ⑨ その他（効果的な啓発活動、清掃事業施設の再編・有効活用 施設見学「北清掃工場」
第5回	平成30年11月5日	中間のまとめ